

平成30年度

君津市財政健全化審査意見書

君津市経営健全化審査意見書

君津市監査委員

平成30年度君津市財政健全化審査意見書

第1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の期間

令和元年7月31日から令和元年8月6日まで。

第3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

区分	平成30年度 (A)	平成29年度 (B)	比較増減 (A)－(B)	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	－	－	－	12.54	20.0
連結実質赤字比率	－	－	－	17.54	30.0
実質公債費比率	4.4	5.0	△ 0.6	25.0	35.0
将来負担比率	25.0	28.1	△ 3.1	350.0	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は「－」表示

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

実質赤字比率は、前年度と同様に実質赤字額が発生していないので、当該数値は算定されない。

なお、実質赤字比率に係る早期健全化基準は、12.54%である。

イ 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、前年度と同様に連結実質赤字額が発生していないので、当該数値は算定されない。

なお、連結実質赤字比率に係る早期健全化基準は、17.54%である。

ウ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、4.4%となっており、前年度の5.0%と比較すると、0.6ポイント下降している。同比率に係る早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

エ 将来負担比率について

将来負担比率は、25.0%となっており、前年度の28.1%と比較すると、3.1ポイント下降している。同比率に係る早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に、指摘すべき事項はない。

平成30年度君津市水道事業会計経営健全化審査意見書

第1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の期間

令和元年7月31日から令和元年8月6日まで。

第3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

区 分	平成30年度 (A)	平成29年度 (B)	比較増減 (A-B)	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	—	20.0

※ 資金不足額がない場合は、「—」表示

(2) 個別意見

水道事業会計の資金不足比率は、前年度と同様に実質的な資金不足額が発生していないので、当該数値は算定されない。

なお、資金不足比率に係る経営健全化基準は、20.0%である。

(3) 是正改善を要する事項

特に、指摘すべき事項はない。

平成30年度君津市農業集落排水事業特別会計 経営健全化審査意見書

第1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の期間

令和元年7月31日から令和元年8月6日まで。

第3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

区分	平成30年度 (A)	平成29年度 (B)	比較増減 (A-B)	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	—	20.0

※ 資金不足額がない場合は、「—」表示

(2) 個別意見

農業集落排水事業特別会計の資金不足比率は、前年度と同様に実質的な資金不足額が発生していないので、当該数値は算定されない。

なお、資金不足比率に係る経営健全化基準は、20.0%である。

(3) 是正改善を要する事項

特に、指摘すべき事項はない。